



銚子市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年12月25日

銚子市監査委員 宮内 孝純

同 明石 博

同 秋元 賢二

平成26年度

財政援助団体等監査報告書

銚子市監査委員

## 1 監査の対象

株式会社銚子マリーナは、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで、銚子マリーナの指定管理者であることから、平成25年度の指定管理に係る施設運営その他の事務の執行について監査を行った。

## 2 監査の実施日

平成26年8月11日から平成26年12月15日まで

## 3 監査の方法

株式会社銚子マリーナから提出された資料、提示された出納関係帳票及びその他関係書類に基づいて、施設は管理条例を含む関係法令及び管理運営に関する協定書等の定めるところにより適正に管理運営されているかを主眼とし、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 4 監査の概要

### (1) 施設の概要等

#### ① 所在地

銚子マリーナ 銚子市潮見町15番地

#### ② 施設の設置目的

海洋性スポーツの振興及びレクリエーション活動の普及を図り、もって市民の健康を増進するとともに、潤いのあるまちづくりに寄与するため設置

#### ③ 指定管理物件

固定栈橋	1基	・	連絡浮栈橋	1基
常時係留栈橋	5基	・	上下架装置用栈橋	1基、
ディンギー用栈橋	1基	・	ビジター栈橋	1基
北船揚場	1基	・	ボートヤード	15,243㎡
ディンギーヤード	6,253㎡	・	ディンギーヤード駐車場	4,368㎡
センターハウス駐車場	3,711㎡	・	センターハウス	1棟
ハーバーハウス	1棟	・	プロムナード	1式
放送設備	1式	・	照明灯	1式
船舶給水施設	1式	・	給電施設	1式
構内電話	1式	・	物置	3棟

プレハブトイレ	1棟	・	植栽（セイバルヤシ）	1式
植栽（花壇）	702㎡	・	緑化広場等その他敷地	1式

(2) 財政援助等の内容

① 財政援助等の名称及び所管課

指定管理料… マリーナ運営経費

所 管 課… 産業観光部観光商工課

② 指定管理料

銚子マリーナ 14,415,900円

③ 運営体制

常勤 3名

非常勤4名（うち1名 ヤマハ発動機(株)からの派遣者）

④ 指定管理者の主な業務

ア マリーナ施設及び備品の維持管理に関すること。

イ マリーナ施設に係る利用許可に関すること。

ウ マリーナ施設利用料の徴収事務に関すること。

エ 利用許可を受けた艇の保管、揚降に関すること。

オ 利用者に対しての必要な指導助言及び協力並びにマリーナ施設内における秩序の維持に関すること。

カ 気象情報の通報及び入出港管理等安全管理に関すること。

キ マリーナの利用拡大を図るための広告宣伝に関すること。

ク 関係機関等との連絡調整に関すること。

ケ マリーナ施設管理運営に必要な社員教育及び資格の取得に関すること。

コ 銚子マリーナ安全対策協議会及び銚子マリンスポーツ促進協議会の事務に関すること。

サ その他管理運営上必要と認められる業務に関すること。

⑤ 施設の利用状況

保管状況

契約艇の推移

区 分	平成25年3月末日 (平成24年度)			平成26年3月末日 (平成25年度)			増 減
	海上 保管	陸上 保管	合 計	海上 保管	陸上 保管	合 計	
クルーザーヨット		34	34	24	19	43	9
モーターボート		20	20	21	11	32	12
小 計		54	54	45	30	75	21
ディングーヨット		3	3	0	7	7	4
水上オートバイ		0	0	0	0	0	—
合 計		57	57	45	37	82	25

5 監査の結果

公の施設の管理業務に係る出納その他の事務については、条例及び各規程の適用、並びに経理処理に一部不備がみられたものの、その他の事務については概ね適正に執行されていた。

株式会社銚子マリーナは、平成4年設置当初からは市の委託を受け、また平成18年度からは銚子市の指定管理者として、銚子マリーナの運営にあたってきたが、平成23年3月11日の東日本大震災の津波により、マリーナ施設は壊滅状態となった。

震災前までは、利用料金と自主事業収入で運営されていたが、震災後、艇置料金等の収入が見込めなくなったため、平成23年度から指定管理委託料を支出することとなった。

指定管理者としては、海洋性スポーツの振興及びレクリエーション活動の普及を図り、もって市民の健康を増進するとともに潤いのあるまちづくりに寄与するという目的を達成するため、管理及び事業等を実施しており、マリーナの利用拡大を図るための広告宣伝、関係機関等との連絡調整、職員研修等を実施するなど、指定管理者が行うべき業務は概ね実施されていた。

今後は、指定管理者として、設置条例、基本協定、年度協定等に基づき適正に処理

すると共に、市長に受けるべき許可、承認、届出、報告等は遅滞なく処理されたい。  
また、指定管理事業と自主事業の区分を明確にし、運営されたい。

大震災の経験を忘れず、実情に沿った対応計画を策定し、定期的に非常事態を想定した研修、避難訓練等を実施し、非常事態に対する備えは万全を期されたい。

担当課においては指定管理者との連絡を密にし、協定等との齟齬が生じないよう十分に協議のうえ管理運営がなされるよう連携体制を図るとともに、当該指定管理業務の主旨を認識され、基本協定に基づく月例報告等の関係書類のチェック体制を確立されたい。

銚子マリーナにおける市内外の利用者への適切な対応が、各イベントの参加者や施設利用者の増加を誘引し、本市観光の発展に寄与することを期待する。